企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和６年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和６年２月８日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長　小林　幹男

１　業務概要

(1)　業務名及び業務概要

札幌開発建設部管内　道路防災気象情報提供

本業務は、札幌開発建設部が直轄管理する国道、高規格道路を安全かつ効率的に維持管理するため、札幌開発建設部管内の道路管理者等を対象に、札幌開発建設部管内全域及び隣接する地域に関する災害予測等も含めた気象状況を２４時間リアルタイムに提供するものである。

(2)　業務内容

１　道路防災気象情報の提供

（１）情報提供システム運用

（２）道路防災気象情報の作成・提供

（３）インターネットＷｅｂによる道路防災気象情報の提供

（４）携帯端末による道路防災気象情報の提供

２　緊急道路防災気象情報の通知

（１）緊急道路防災気象情報の通知

３　雪崩管理体制支援気象情報の通知

（１）雪崩管理体制支援気象情報の通知

４　地震・噴火時防災体制支援情報の通知

（１）地震・噴火時防災体制支援情報の通知

(3)　履行期限　令和７年３月３１日

２　企画競争参加資格要件

(1)　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

(2)　令和０４・０５・０６年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3)　北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4)　業務実施上の条件

ア　企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）に対する用件は以下のとおりにする。

①　技術力に関する用件

気象業務法（昭和２７年法律１６５条）第１７条の予測業務許可事業者（気象・波浪）であり、札幌開発建設部管内区域（石狩・空知地方）の予測許可を有してること。

②　同種・類似業務の実績

提案者は、平成２５年度以降に完了した業務・役務において、下記〔１〕または〔２〕の実績を１件以上、有すること。

〔１〕同種業務：道路管理に関わる気象予測業務

〔２〕類似業務：気象予測業務

③　設備及びシステムに関する要件

令和６年４月１日より、道路防災気象情報提供のために必要な情報の収集及び提供を行うためのシステムを北海道内に構築していること。

イ　配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

なお、配置予定の管理技術者及び業務担当者は、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案書の３ヶ月以上、直接雇用していることをいう）にあり、北海道内において、業務に従事していること。

①　配置予定技術者の資格

管理責任者：気象予報士

業務担当者：気象予報士の資格を有する者を４名以上配置すること。

②　管理技術者に必要とされる同種又は類似業務の実績

管理技術者は、平成２５年度以降に完了した業務・役務において、下記〔１〕又は〔２〕の実績を１件以上、有すること。

〔１〕同種業務の実績：道路管理に関わる気象予測業務

〔２〕類似業務の実績：気象予測業務

なお、業務担当者の業務実績は求めない。

３　手続等

(1)　担当部局

〒060-8506　北海道札幌市中央区北２条西１９丁目

北海道開発局札幌開発建設部契約企画課調達スタッフ

電話 011-611-0269

電子メール：hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2)　説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間

令和６年２月８日から令和６年３月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、８時３０分から１７時１５分まで）

イ　交付場所

(1)に同じ

ウ　交付方法

交付場所において直接交付する。

(3)　企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和６年３月４日　１２時００分　上記(1)に同じ。　持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（信書便にあっては送達記録のあるものに限る。）によること。

(4)　企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

４　その他

(1)　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　関連情報を入手するための照会窓口　３(1)に同じ。

(3)　企画提案書の作成及び提出並びにヒアリングに要する費用は、提案者側の負担とする。

(4)　提出された企画提案書は、企画提案者の特定以外に提案者に無断で使用しない。

(5)　企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

(6)　特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法（平成１１年法律第４２号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7)　企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定した者であるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8)　本業務に係る契約の締結は、令和６年４月１日を予定しているが、予算成立が４月２日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となった場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。

(9)　その他の詳細は説明書による。